

## 技術的基準以外の審査基準等

### 第1 認可を要する岩石の採取（採石業該当性）の基準について

採石法（以下「法」という。）第33条の認可（法第33条の認可を受けた採取計画の継続又は変更に係るものを除く。）を要する岩石の採取は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岩石の採取の目的が、土地から分離した岩石の販売又は他の場所においての使用であるもの
- (2) 岩石採取場の区域の面積が1,000平方メートル以上又は岩石の採取量が2,000立方メートル以上（岩石採取場の区域が他の市町にわたる場合あっては、当該他の市町に係る部分の面積又は当該部分からの岩石の採取量を含む。）のもの
- (3) 掘削開始（表土除去等により土地の形質の変更に着手したときをいう。）から採取跡の整備までの一連の行為に要する期間が6か月以上のもの

なお、宅地造成を目的とし、副次的に発生する真砂土等を他工事へ流用する行為などについては、客観的事実・予見の調査等を踏まえ、個別に判断する。

### 第2 法第33条の認可が必要な採取計画の変更について

採取計画に定められている事項の変更が、岩石採取場の区域及び掘削区域（岩石採取場の区域のうち、直接岩石を採取するために掘削する区域をいう。以下同じ。）の両方又は一方を拡張した結果、採取の方法、災害防止施設等が全く一新され、従来の事業実施の態様が抜本的に変更されるものであるときは、法第33条の認可の手續を要するものとする。

したがって、当該採取計画に定められている事項の変更が、岩石採取場の区域及び掘削区域のいずれをも拡張するものでない場合はもちろん、その両方又は一方を拡張しつつも従来の事業実施の態様を抜本的に変更するものでない場合は、広島市採石法施行細則（以下「施行細則」という。）第7条第1項各号に該当するときを除き、法第33条の5第1項の規定による変更の認可の手續によることができる（法第33条の認可の手續によることも妨げない。）ものである。

なお、施行細則第7条第1項第1号及び第2号の「伴う」は、厳格に「連動し、又は論理必然的に」の意に解されるべきものであるから、例えば、岩石採取場の区域は縮小しつつ採取量を増加させる内容の変更の場合、（現行の採取計画に照らして想定される）区域の縮小に連動すべき採取量の減少は、同項第1号の「岩石採取場の区域の縮小…に伴う採取計画の変更」に該当し得るが、当該連動すべき採取量の減少がされず、さらには増加する点が「岩石採取場の区域の縮小…に伴う採取計画の変更」に該当する余地はないものである。

### 第3 添付書類について

- 1 法第33条の3第2項の書類及び採石法施行規則（以下「省令」という。）第8条の15第2項の図面または書面は、別表第1のとおりとする。
- 2 次の各号に掲げる図面は、それぞれ当該各号に定めるところにより作成するものとする。
  - (1) 省令第8条の15第2項第2号の図面 岩石採取場及びその周辺300メートルの範囲内の図面に次に掲げる事項を明示すること。
    - ア 掘削区域
    - イ 廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ（湿式砕石生産施設における岩石の破碎、粉碎及び分級工程の水洗に伴い副次的に生じる微粒分を脱水したものをいう。以下同じ。）及び脱水ケ

一キの処理土（脱水ケーキと廃土、廃石又は石灰等改良材との混合物）をいう。以下同じ。）  
の堆積場

ウ 主要な災害防止施設の設置場所

エ 河川，道路その他の公共の用に供する施設，家屋その他の建物及び農業，林業その他の産業の用に供する施設

オ その他市長が必要と認める事項

(2) 省令第8条の15第2項第3号の実測平面図（以下「実測平面図」という。） 岩石採取場及びその周辺20メートルの範囲を実測した平面図に次に掲げる事項を明示すること。

ア 保全区域（岩石採取場の区域のうち，隣地の崩壊を防止するために設ける形質を変更しない区域をいう。以下同じ。）

イ 緑化済区域（岩石採取場の区域のうち，植栽等により緑化した区域をいう。以下同じ。）

ウ 掘削区域

エ 原石，製品，廃土等の堆積場

オ 岩石の破碎選別施設及びこれに付随する施設

カ 沈砂池及び排水施設

キ 火薬庫

ク 河川，道路その他の公共の用に供する施設，家屋その他の建物及び農業，林業その他の産業の用に供する施設

ケ 実測縦断面及び実測横断面の位置

コ その他市長が必要と認める事項

(3) 省令第8条の15第2項第4号の実測縦断面図（以下「実測縦断面図」という。）及び実測横断面図（以下「実測横断面図」という。） 岩石採取場及びその周辺20メートルの範囲を実測し，実測平面図と同一縮尺で作成した縦断面図及び横断面図（縦断面図にあつては岩石採取場の中心線に沿って縦断方向に測量し，横断面図にあつては当該縦断方向に対して直角方向に20メートルごとに測量することを標準とする。）に次に掲げる事項を明示すること。

ア 年次（認可期間の初日を起算日として，1年ごとの期間とする。）ごとの計画地盤高

イ 保全区域，緑化済区域及び掘削区域の幅

ウ その他市長が必要と認める事項

3 省令第8条の15第2項第8号の「岩石の採取に係る行為に関し，他の行政庁の許可，認可その他の処分を受けることを必要とするときは，その処分を受けていることを示す書面，又は受ける見込みに関する書面」のうち「見込みに関する書面」は，受付印が押された当該処分の申請書の写し等とする。

4 省令第8条の15第2項第10号の資金計画は，適正な工事単価及び正確な計算に基づき，所定の様式により作成すること。

#### 第4 認可期間について

1 法第33条の認可の期間について定めた施行細則第3条の規定は，その性格上，採取期間の延長を含む法第33条の5第1項の規定による変更の認可についても，当然に準用されるものである。

2 認可（法第33条の認可及び第33条の5第1項の規定による変更の認可をいう。以下同じ。）の期間（以下「認可期間」という。）は，施行細則第3条第1項各号に定める期間（同条第2項

の規定により市長が認める期間を加える場合は、その加算後の期間) 以内であって、採石業者が採取計画に定めた期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、認可を受けようとする採石業者が、施行細則第3条第1項第1号に該当する場合であって、かつ、直近の認可期間内に次の各号のいずれかに該当したときにあつては、認可期間は2年(第5の第1項第1号に該当する場合に限り、第5の第2項又は第3項に定める期間を加算した後の3年又は4年) 以内であって、採石業者が採取計画に定めた期間とする。

(1) 法第33条の7の規定により付された認可の条件に違反したとき。

(2) 法第33条の8に規定する採取計画遵守義務に違反したとき。

(3) 採石業者の責めに帰すべき理由により、申請に係る岩石採取場で災害を発生させたとき。

(4) 採石業者の責めに帰すべき理由により、申請に係る岩石採取場について法第33条の9の規定による採取計画の変更命令又は法第33条の13第1項の規定による緊急措置命令を受けたとき。

(5) 法第33条の12の規定による認可の取消し又は岩石の採取の停止命令を受けたとき。

4 第2項の規定にかかわらず、認可を受けようとする採石業者が施行細則第3条第1項第2号に該当する場合であって、第5の第1項第1号に該当しないときの認可期間は、1年以内で、採石業者が採取計画に定めた期間とする。

5 前3項の規定にかかわらず、岩石採取場の区域が他の市町にわたる場合における当該他の市町に係る部分の採取計画の認可期間、他の法令等による許可、認可その他の処分等(以下「他法令処分等」という。)の期間又は岩石の採取権原の取得に係る契約等の期間が、採石業者が採取計画に定めた期間に満たないときは、当該認可期間、他法令処分等の期間又は当該契約等の期間を認可期間とすることがある。

## 第5 認可期間の上限加算について

1 施行細則第3条第2項の規定による認可期間の上限加算(以下「認可期間の上限加算」という。)は、次の各号に掲げる区分ごとに次項から第5項までに定めるところにより算出した上限加算の期間を合計した期間(当該合計した期間が4年を超える場合は4年)の範囲内で行うものとする。

(1) 採石業者の立てた採取跡の整備に係る保証人(以下「保証人」という。)について、第8項に定めるところにより、第6項及び第7項に該当することが確認された場合

(2) 第6に定めるところにより事前協議を行い、第4項各号の一部又は全部に該当する旨の評価を受けた場合

2 前項第1号の場合における認可期間の上限加算は、1年とする。

3 前項の規定にかかわらず、保証人が第6項の表に掲げる採石業者団体である場合における認可期間の上限加算は、2年とする。

4 第1項第2号の場合における認可期間の上限加算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を合計した期間(当該合計した期間が3年を超える場合は3年)とする。

(1) 岩石採取場の採取跡の整備又は災害防止措置の状況を別表第2の評価基準により評価した点数が、次表に定める平均評価点を満たしている場合 当該平均評価点の区分に応じて次表に定める期間

平均評価点	期間	備考
4.5(4.75)以上	2年	平均評価点欄の( )内は、風化した岩石に係る岩石採取場の場合の点数とする。
3.75(4.0)以上4.5(4.75)未満	1年	

- (2) 協調採掘（岩石採取場の区域が隣接する2者以上の採石業者が採取跡の整備を行うことを目的として、協力して岩石の採取を行うことをいう。以下同じ。）の状況が、別表第3の評価基準を満たしている場合 1年
- (3) 一体整備（過去に他の採石業者が行った岩石の採取に係る採取跡の整備を行うことを目的として、自らが岩石の採取を行う岩石採取場の区域に編入して採取跡を一体的に整備することをいう。以下同じ。）の状況が、別表第4の評価基準を満たしている場合 1年
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第2号の事前協議に係る岩石採取場において、法令等の規定に違反する行為等があったときは、認可期間の上限加算を行わないことがある。
- 6 認可期間の上限加算を受けるために保証人を立てるときは、次表に掲げる区分ごとに定める資格及び要件を満たす者とする。

区分	資格	要件
採石業者 団体	広島県の採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成14年広島県条例第4号）第14条の規定による広島県知事の承認を受けた採石業者団体	
採石業者	法第33条の認可を受けた実績を有する者	(1) 広島県内に所在する岩石採取場において、継続して2年以上岩石の採取を行った実績を有すること。 (2) 他の採石業者の保証人となっていないこと。 (3) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年の期間を経過しない者でないこと。
建設業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木一式工事、建築一式工事、石工事及び造園工事のいずれかの建設工事に係る許可であることを原則とする。）を受けて建設業を営む者	(1) 広島県内に営業所を有すること。 (2) 左欄に掲げる建設工事のいずれかに係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証契約を締結した日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。 (3) 他の採石業者の保証人となっていないこと（建設業法第3条第1項第2号（特定建設業の許可）の許可を受けて建設業を営む者でない場合）

- 7 認可期間の上限加算を受けるために立てる保証人の数は、採石業者団体にあつては1者、採石業者又は建設業者にあつては2者（掘削区域の面積が1ヘクタール未満である場合は、1者）とすること。

8 認可期間の上限加算を受けるために保証人を立てるときは、次に掲げる書面により、保証人を立てていること等を証すること。

- (1) 採取跡の整備の保証に係る契約書（以下「保証契約書」という。）の写し
- (2) 採石業者又は建設業者を保証人として立てるときは、第6項の表に掲げる区分ごとに定める資格及び要件を満たしていることを証する書面（やむを得ない理由により当該書面を取得できない場合にあつては、当該資格及び要件を満たしていること及び当該やむを得ない理由が存することを申し立てる書面）

## 第6 事前協議について

1 認可期間の上限加算を受けるために行う第5の第1項第2号の事前協議は、認可を受けようとする日の6か月前までに、所定の様式を市長に提出することにより開始すること。

2 前項の所定の様式には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 岩石採取場の写真（現況）
- (2) 実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図（協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。）
- (3) 採掘終了時の災害防止措置図（以下「採掘終了措置図」という。）（協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。）
- (4) 協調採掘の協定書の写し又は協調採掘の協定を締結することが確実であることを示す書面（協調採掘により岩石の採取を行おうとする場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書面又は図面

## 第7 他法令処分等を受ける見込みがない場合について

岩石の採取に係る行為に関し、他法令処分等を受けることを必要とする場合において、市長が行う関係行政庁への意見照会等により、当該他法令処分等を受ける見込みがないこと（他法令処分等を拒否する処分（申請によって求められた他法令処分等をしない旨の処分をいい、申請の形式上の要件に適合しないことを理由として申請を拒否する処分を含む。）がされ、かつ、当該拒否する処分を不服申立て等で争えないことが確定したことをいう。）を知ったときは、当該岩石の採取に係る採取計画は認可しないものとする。

## 第8 採取計画の技術的基準について

1 施行細則第2条第1項に規定する採取計画の技術的基準は、「採石技術指導基準書（平成15年版）」、「参考資料」及び「廃土等の処理に係る堆積場の設置及び維持管理」に定める基準とする。ただし、法第33条の認可と同時に他法令処分等を受けて真砂土の採取を行う場合にあつては、当該基準と同一又は類似の事項につき、「広島市開発技術基準」その他の当該他法令処分等に係る基準とする場合がある。

2 施行細則第2条第2項において引用する法第33条の4の規定は、その性格上、法第33条の5第3項の規定により、同条第1項の規定による変更の認可に準用される場合を当然に含むものである。

## 第9 その他

1 施行細則第8条の「市長が必要と認める書類」は、登録事項の変更に係る広島県知事の通知

書の写し又は登録証明書（法第32条の6第1項に規定する採石業者の地位の承継があった場合は、登録証明書及び受付印が押された採石業者の地位の承継に係る届書の写しその他の採石業者の地位の承継に係る岩石採取場の特定に資する書類）とする。

2 施行細則第9条第1項の規定に基づく定期点検の実施及び同条第2項の規定に基づく定期点検の結果の報告の時期及び方法は、次のとおりとする。

(1) 定期点検の実施時期は、毎年、認可期間の初日に応ずる日（当該応ずる日がない場合は、その翌日）の前1か月に当たる日及び当該日の前後3日のうち、点検を実施する採石業者が任意に定める日とする。

(2) 定期点検の実施方法は、法第32条の12の業務管理者の監督の下に、採石業者（法人にあっては、その業務を行う役員又は使用人）が、現地における目視確認等により行うものとする。

(3) 定期点検の結果の報告時期は、定期点検を実施した日から2週間以内とする。

(4) 定期点検の結果の報告方法は、法第32条の12の業務管理者の監督の下に、当該定期点検の結果を所定の様式により取りまとめ、これを提出して行うものとする。

3 施行細則第11条ただし書の「申請書その他の書類の種類ごとに、市長が必要と認める部数」の標準は、岩石採取計画認可申請の手引第2の第5項に定めるとおりとする。

4 認可の条件に基づき、第5の第6項の表に定める資格若しくは要件又は第5の第7項に定める数を欠いた保証人に代わる保証人を立てたときは、所定の様式により届け出るとともに、第5の第8項の規定の例により、保証人を変更したこと等を証すること。

別表第 1 (第 3 関係)

申請書の添付書類

番号	名 称	関係条項	
		法第 3 3 条の認可	法第 3 3 条の 5 第 1 項の 規定による変更の認可
1	岩石採取場監督計画書	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 6 号	省令第 8 条の 1 6 第 2 項
2	採石業者の登録を受けて いることを示す書面	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 5 号	
3	誓約書	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 2 1 号)	
4	使用土地目録	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 1 号)	
5	土地の登記事項証明書	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 7 号 (施行細則第 4 条第 1 項第 1 号)	
6	公図の写し	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 2 号)	
7	現況地番図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 3 号)	
8	岩石採取の権原を有する ことを証する書面	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 7 号 (施行細則第 4 条第 1 項第 2 号)	
9	他の行政庁の許認可を示 す書面	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 8 号	
1 0	岩石採取場の位置を示す 図面 (位置図)	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 号	
1 1	岩石採取場及びその周辺 の状況を示す図面	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 2 号	
1 2	丈量図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 4 号)	
1 3	岩石賦存量計算書	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 5 号)	
1 4	実測平面図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 3 号	
1 5	実測縦断面図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 4 号	
1 6	実測横断面図		
1 7	採掘規格図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 6 号)	
1 8	採掘機械一覧表	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 7 号)	
1 9	発破規格図		
2 0	破碎・選別機械一覧表	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 8 号)	
2 1	破碎選別系統図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 9 号)	
2 2	運搬機械一覧表		
2 3	場内運搬系統図	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 1 0 号)	
2 4	廃土等発生量計算書		
2 5	廃土等堆積方法計画図		
2 6	廃土等堆積方法設計書	省令第 8 条の 1 5 第 2 項第 1 1 号 (施行細則第 4 条第 2 項第 1 1 号)	
2 7	土留施設設計書		
2 8	土留施設計画図		

番号	名 称	関係条項	
		法第33条の認可	法第33条の5第1項の規定による変更の認可
29	排水処理施設設計書	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第12号)	省令第8条の16第2項
30	排水処理系統図		
31	集水区域図		
32	汚水処理施設設計書	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第13号)	
33	汚水処理系統図		
34	岩石採取場から国道又は 県道等に至るまでの岩石 の搬出の経路を記載した 書面(搬出経路図)	省令第8条の15第2項第9号	
35	採掘終了措置図	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第14号)	
36	資金計画書並びに預貯金 等残高証明書及び決算書	省令第8条の15第2項第10号 及び第11号 (施行細則第4条第2項第20号)	
37	保証契約書の写し及び保 証人の資格を証する書面 (跡地整備等保証契約書 及びその添付書類)	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第15号)	
38	地質図	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第16号)	
39	岩石採取場の写真	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第17号)	
40	公害防止協定、協調採掘 の協定等の協定書の写し	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第21号)	
41	私道の使用、私有の用水 路への排水等に係る契約 書、同意書等の写し	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第18号)	
42	境界確認書	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第19号)	
43	変更事項の新旧を対照す る等により変更事項の概 要を示した図面又は書面	省令第8条の15第2項第11号 (施行細則第4条第2項第21号)	
	変更事項の新旧を対照し た図面又は書面		施行細則第6条

備考1 番号1、3及び4の書面は所定の様式により、番号37の「保証契約書」は所定の様式を標準として作成すること。

2 この表において番号7の「現況地番図」とは、岩石採取場の区域内の土地及びこれに隣接する土地について、土地の地番、地番界、地目及び形状、里道及び水路、所有者並びに岩石採取場の区域を表示したものをいう。

3 この表において番号36の「預貯金等残高証明書」とは、預金、貯金、信託又は採石業者団体の預り金の残高に係る証明書をいう。

4 別途、この表に掲げる添付書類の有無を一覧できるように整理した書面を所定の様式により作成し、施行細則第4条第2項第21号又は省令第8条の16第2項に規定する書面として申請書に添付すること。

別表第2（第5関係）

岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準（露天採掘）

番号	評価項目	点数(評価)	評価基準
1	表土除去	5 (良好)	計画のとおり採掘に先がけ採掘箇所頂端から10m以上除去し、かつ、表土除去後の法面勾配が40度以下となっており、表土の崩壊、流出等のおそれがない。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、保護工、土留工を施工しており、表土の崩壊、流出等のおそれはない場合、又は表土除去が必要な箇所が存在しない。
		1 (要改善)	ほとんど表土除去を行っていない、又は表土の崩壊、流出等がある。
2	保全区域の確保	5 (良好)	計画のとおり5m以上確保していることが杭等の設置により確認でき、隣地の崩壊のおそれがない。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、5m以上確保されており、隣地の崩壊のおそれがない。
		1 (要改善)	5m以上確保していない、若しくは保全区域が全く残っていない箇所がある、又は境界を越えて剥（はく）土し、若しくは掘削している。
3	登坂道路の確保	5 (良好)	計画のとおり採掘頂部まで設置している。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、採掘頂部まで設置している。
		1 (要改善)	登坂道路が採掘頂部まで達していない、又は登坂道路が設置されていない。
4	採掘方法 (ア 採掘中のベンチの高さ)	5 (良好)	ベンチの高さが全て次の基準の範囲内で、かつ、崩壊のおそれがない。 1 砕石用原石（捨て石を含む。）の場合 15m以下 2 石材用原石（捨て石を除く。）の場合 20m以下 3 風化岩石の場合 5m以下
		3	ベンチの高さが基準を超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない（基準を超える高さは5m（風化岩石の場合は2m）を限度とする。）。
		1 (要改善)	ベンチの高さが基準を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある場合若しくは崩壊した形跡がある、又はベンチが全くない。
	採掘方法 (イ 採掘中のベンチの幅)	5 (良好)	採掘中の各ベンチの幅を次の基準のとおり保持している。 1 砕石用原石の場合 起砕岩石の広がり幅（通常せん孔の直高と同じ値）に使用重機の回転半径の2倍以上（オープンシユート方式による場合5m以上）の値を加えた値 2 石材用原石の場合 使用重機の回転半径の2倍以上の値 3 風化岩石の場合 起砕岩石の広がり幅に使用重機の回転半径の2倍の値を加えた値以上の値
		3	基準未満の幅の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊のおそれがない。
		1 (要改善)	基準未満の幅の箇所があるためベンチの崩壊や作業機械の転落等が発生した事実がある、又は基準どおりベンチの幅を確保できなかったため計画の遵守が困難となっている。

番号	評価項目	点数(評価)	評価基準
4	採掘方法 (ウ 採掘中の掘削面の傾斜角)	5 (良好)	採掘中の掘削面の傾斜角が次の基準の範囲内である。 1 砕石用原石の場合 75度以下 2 石材用原石の場合 90度以下 3 風化岩石の場合 45度以下
		3	傾斜角が基準を超えている掘削面があるが、基準以下への整地が可能、又は掘削面が安定している。
		1 (要改善)	傾斜角が基準を超え、掘削面が崩壊している、又は崩壊するおそれがある。
	採掘方法 (エ 転落石防止措置)	5 (良好)	計画のとおり転落石防止施設等(土留工、保護工及び立入禁止措置等を含む。)を施しており、岩石採取場の内外ともに転落石のおそれがない。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、立入禁止措置及び危険表示等は施しており、万一転落石が発生しても河川、道路等の公共施設や民家への影響はない。
		1 (要改善)	転落石防止施設等が設置されておらず、河川道路等の公共施設や民家への転落石のおそれがある。
5	沈砂池(沈でん池) (ア 沈砂池(沈でん池)等の設置)	5 (良好)	採取状況に合わせ、場内水を処理できる沈砂池(沈でん池)等(仮設沈砂池及びシクナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。)を設置し、降雨時に汚濁水を場外に排出しない構造となっている。
		3	採取状況に合わせ、沈砂池(沈でん池)等を設置しているものの、処理能力が不足している沈砂池(沈でん池)等がある。
		1 (要改善)	場内水を処理できるだけの沈砂池(沈でん池)等がない(不足している)、又は処理能力が認められない。
	沈砂池(沈でん池) (イ 沈砂池(沈でん池)等の防護柵)	5 (良好)	防護柵等が設置しており、危険表示等も十分である。
		3	防護柵等が設置してあるが、改善を要する箇所がある。
		1 (要改善)	防護柵等を、設置しているが効果が認められない、部分的にしか設置していない、又は全く設置していない。
6	沈砂池(沈でん池)のしゅんせつ	5 (良好)	計画のとおり沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されている。 〔定期的なしゅんせつ：____月に1回〕 ※申請書中、沈砂池を定期的にしゅんせつすることを定めている場合があることに注意すること。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されており、しゅんせつが十分でない沈砂池(沈でん池)等も、貯砂容量には余裕がある。
		1 (要改善)	沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されておらず、貯砂容量に余裕がない。
7	排水処理 (ア 集水路・排水路の整備)	5 (良好)	採掘状況に合わせ、計画集水区域内の水が集水できるよう水路を設置し、しゅんせつ・管理(洗掘防止措置を含む。)をしている。
		3	採掘状況に合わせ、集水区域の水は概ね集水できるよう水路を設置しているが、しゅんせつ・管理が不十分である。
		1 (要改善)	水路の設置若しくはしゅんせつ・管理が適正でないため、自然流下で沈砂池(沈でん池)へ集まっている、又は直接場外へ流出している。

番号	評価項目	点数(評価)	評価基準
7	排水処理 (イ 流末水路の 状況)	5 (良好)	流末水路（放流先付近の河川を含む。）に破損等がない。
		3	流末水路に軽度の破損等があるが水路の機能上は問題ない。
		1 (要改善)	流末水路が破損しており，水路の機能を喪失している。
8	破砕・選別・洗浄施設等（破砕・選別・ 洗浄等を行わない 場合は除く。）の管 理状況	5 (良好)	破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置し，適正に管理 している。
		3	破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置しているが，管 理が不十分である。
		1 (要改善)	破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置していない，又 は管理が適切と認められない。
9	廃土等の堆積場（場 外一時堆積場も含 む。）の設置及び管 理状況	5 (良好)	計画の場所に堆積した廃土等が，次の基準のとおり適正に管 理されている。 1 1回の積上げ高さは1m以下とし，これが4/5以下とな るよう十分に締め固めを行っている。 2 堆積場の法面勾配は30度以下となっている。 3 のり尻に土留施設を設けている。 4 排水路を設けている。
		3	計画の場所に堆積しているが，基準以外の方法で堆積してい る。
		1 (要改善)	計画の場所に堆積していない，又は基準以外の方法で堆積し た等のため，崩壊した形跡がある。
10	粉じん防止措置	5 (良好)	計画のとおり適正に粉じん防止措置を講じている。
		3	計画の履行が十分でなく，粉じんの発生が若干認められるも のの，岩石採取場外への影響はない。
		1 (要改善)	適正に粉じん防止措置を講じていないため，岩石採取場外に 粉じんの被害が及んでいる。
11	騒音防止措置	5 (良好)	計画のとおり適正な騒音防止措置を講じている。
		3	計画の履行が十分でなく，騒音の発生が認められるものの， 岩石採取場外への影響はない。
		1 (要改善)	適正な騒音防止措置を講じていないため，岩石採取場外に騒 音の被害が及んでいる。
12	飛石防止措置（火薬 類を使用する岩石 採取場に限る。）	5 (良好)	計画のとおり適正に飛石防止措置を講じている。
		3	計画のとおりではない箇所があるが，事故又は災害防止の措 置は講じており，事故又は災害の発生のおそれはない。
		1 (要改善)	適正に飛石防止措置を講じていないため，事故又は災害が発 生するおそれがある。
13	搬出路 (ア 場内搬出路の 状況)	5 (良好)	計画のとおり設置し，維持管理を適正に行っている。
		3	計画のとおり設置しているが，維持管理が不十分である。
		1 (要改善)	計画のとおり設置していない。

番号	評価項目	点数(評価)	評価基準
13	搬出路 (イ 場外搬出路 の状況(船舶に よる搬出の場 合は、棧橋周辺 海域の状況))	5 (良好)	場外運搬車輛(船舶を含む。)による汚損、破損等がない。
		3	汚損、破損等があるが、清掃、補修等を実施しているため、道路(港湾等)管理上支障はなく、苦情等も発生していない。
		1 (要改善)	汚損、破損があり、道路(港湾等)管理上支障がある。
14	残壁(採取が終了したのり肩からのり尻までの地盤)に対する措置	5 (良好)	計画のとおり、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。
		3	計画のとおりではない箇所があるが、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。
		1 (要改善)	計画のとおり採取しなかったため、崩壊等が発生するおそれがある、又はのり面がオーバーハングになっている箇所がある。
15	採取跡等の緑化措置	5 (良好)	計画のとおり採取跡等(堆積、埋戻し終了箇所を含む。以下同じ。)は全て緑化を施工しており、活着が十分である。
		3	計画のとおり採取跡等は全て緑化を施工しているが、活着が不十分である、又は一部緑化を施工していない箇所があるが、施工済の箇所の活着は十分である。
		1 (要改善)	採取跡等を部分的に緑化施工しているが活着が不十分である、又は全く緑化を施工していない。
16	標識の措置	5 (良好)	法第33条の15の標識(以下「標識」という。)を岩石採取場入口付近等の第三者が確認可能な場所に設置し、認可を受けた内容を正確に記載している。
		3	標識を第三者が確認可能な場所に設置しているが、認可を受けた内容を正確に記載していない、又は認可を受けた内容を正確に記載しているが、標識の様式が所定の様式と異なる。
		1 (要改善)	標識を第三者が確認可能な場所に設置していない、又は標識を全く設置していない。
17	帳簿の記載及び備付け	5 (良好)	法第34条の2の帳簿(以下「帳簿」という。)を備え付け、毎日適切に記載し、過去2年分の帳簿を保存している。
		3	帳簿を備え付けているが、記載した内容に適切でないものがある。
		1 (要改善)	帳簿を備え付けていない。

別表第3（第5関係）

採取跡の整備のための協調採掘に係る評価基準

番号	評価項目	評価基準
1	協調採掘に関する協定を締結しているか、又は認可申請日までに締結することが確実か。	事前協議書に既に締結されている協調採掘に関する協定書が添付されている、又は事前協議書を提出する際に協定が締結されていない場合は、協定書案及び協定を締結する旨を確約した書面が添付されている。
2	協定には協調採掘による採取跡の整備の完了時期及び年次計画が定められているか。	協定に定める事項として採取跡の整備の完了時期が明確となっており、かつ、掘削予定量、掘削予定区域等の年次計画が協定書及び計画平面図等に明記されている。
3	協定に定める年次計画は現認可掘削量等からみて妥当か。	掘削予定量等の年次計画が、現に認可を受けている採取計画に定める掘削量と同等程度となっている、又は、将来の岩石出荷動向等を見越した計画となっている。
4	協定の当事者が年次計画どおり採掘しているか又は採掘することが確実か。	現に認可を受けている採取計画に従って岩石の採取が行われており、かつ、年次計画と整合がとれている。
5	岩石採取場の災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か。	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上となっている。

別表第4（第5関係）

採取跡の整備のための一体整備に係る評価基準

番号	評価項目	評価基準
1	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡と一体整備を行うものか。	他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡であることが採石認可台帳等の既存資料により確認できる。
2	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を全て岩石採取場の区域に編入しているか。	法第33条の5第1項に規定する採取計画の変更の手続により、他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を全て岩石採取場の区域として編入していることが、採石認可台帳等の既存資料により確認できる。
3	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を次回採取計画において掘削区域等に編入し、整備又は緑化を行う計画となっているか。	事前協議書に添付されている計画平面図等により、他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を掘削区域等に編入し整備又は緑化を行う計画となっていることが確認できる。
4	一体整備について認可期間の上限加算を受けたことがないか。	採石認可台帳等の既存資料により、一体整備をしようとする区域について過去に上限加算を受けていないことが確認できる。
5	岩石採取場の災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か。	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上となっている。